

第 103 回 調達価格等算定委員会

日時 令和 7 年 3 月 21 日（金） 15：05～16：08

場所 オンライン開催

1. 開会

○日暮課長

定刻になりましたので、ただいまから第103回調達価格等算定委員会を開催いたします。皆様におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席誠にありがとうございます。オンライン開催に当たって留意点を2点申し上げます。

1点目ですが委員の先生方におかれましては、委員会中、ビデオをオフの状態にさせていただきますようお願いいたします。また、ご発言のとき以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますようお願いいたします。

通信トラブルの際には、事前にお伝えしております事務局メールアドレスまたは電話番号にご連絡ください。改善が見られない場合は、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

それでは、秋元委員長に以後の議事進行をお願いいたします。

○秋元委員長

それでは本日の議事に入りたいと思います。

まず、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○日暮課長

事務局です。インターネット中継でご覧の皆様は、経産省ホームページにアップロードしておりますファイルをご覧ください。配付資料一覧のとおり、議事次第、委員名簿、資料1、再エネ海域利用法に基づく公募占用指針についてをご用意しております。

○秋元委員長

ありがとうございました。

それでは本日の議事に入ります。今回は、再エネ海域利用法に基づく公募占用指針についてご審議いただきたいと考えております。

2. 再エネ海域利用法に基づく公募占用指針について

○秋元委員長

まず、事務局から資料1に基づき、ご説明をお願いいたします。

○日暮課長

事務局です、資料1、再エネ海域利用法に基づく公募占用指針についてご説明いたしま

す。

2 ページ目をご覧ください。

昨年11月、洋上風力促進WG・洋上風力促進小委員会合同会議において、世界的なサプライチェーンの逼迫やインフレ等の事業環境変化の中で大規模な洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させるために、国民負担に中立的な形で、事業実施の確実性を高める事業規律強化・環境整備について、見直しの方向が取りまとめ得られております。

今年度の本委員会に置いて、再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に記載する際に、本委員会への意見聴取事項となる保証金に関する事項、そして、基準価格・調達価格に関する価格調整スキームについてご議論いただき、本年2月に、本委員会としても措置事項を取りまとめたところであります。

下の少し小さい字になりますけれども、洋上ワーキングの合同会議において電源投資を確実に完遂させるための制度の全体像を記載しております。

3 ページ目をお願いいたします。

その中の一つとして、価格調整スキーム。過大な国民負担の抑制という観点から、物価変動率の上限を設定し、上限以上の物価変動が生じた場合に、基準価格に連動させるのは、当該上限の割合までとしております。

委員会での議論を踏まえて物価変動率の上限については過去のウクライナ危機の際の物価変動の割合などを踏まえて、40%という水準を基本としつつ、ただ、一律に40%を適用するのではなく、それぞれの海域ごとにその水準を検討し、過大な国民負担が生じると判断される場合には、この40%を基本とするわけですが、別途の水準を採用し、公募占用指針に明記をするということとしております。

4 ページ目です。本委員会での意見ということで、今申し上げた点について取りまとめを行っております。

40%ということで、物価変動を基準価格に反映させることで電源投資を完遂させていくということを制度的に支えていくという一方で、一定以上価格の電源が高くなってしまった場合に、際限なく調整を行うかということ、別途の絶対値としての水準が必要であろうという本委員会でのご審議を踏まえて、盛り込まれた措置でございます。

5 ページ目をご覧ください。

第1ラウンドから第3ラウンド、過去の事業者についても、基本的にはこの価格調整スキームは第4ラウンド以降に入札ルール及び関係制度の中で適用していくということとしつつ、第1から第3ラウンドの事業者についても、今回の制度の見直しの一つであるkW当たりの補償金ですが、この補償金を概ね2倍程度にするという事業規律の強化を受け入れる事業者に対しては、当該措置回適用後の将来の物価変動を基準価格または調達価格に反映するというところとしてあります。

本措置は、公募の公平性などを踏まえて、過去の物価変動については当然のこととして基準価格には反映させないということとし、補償金制度の見直し、これは撤退や遅延を予

期するという規律の強化でありますけれども、この規律の強化の見直しを受け入れる事業者に対しては、将来の物価変動について基準価格・調達価格に反映することを可能とするという措置でございます。

本日の委員会においては、この第1ラウンドから第3ラウンドへの価格調整スキームの適用について、価格上限を40%に設定した場合の国民負担の観点についてご議論をいただきまして、その要否についてご意見をいただきたいというふうに考えてございます。

なお、米印に記載しておりますが、第1ラウンドの長崎県の五島市沖については既に洋上工事が開始されている状況であります。

当該海域については、制度上、本スキームに基づく価格調整が関連し得ないという点を踏まえて本日の議論の対象外とさせていただいているところであります。

6ページ目をご覧ください。

第1ラウンドから第3ラウンドの事業者、長崎県五島市沖以外について、仮に資本費部分に40%の価格調整があったとしても、当時の供給上限価格には達しないということが確認できております。

したがって、原則どおり40%を適用することを本委員会として適用することとしてはどうかという点、ご審議いただければと考えてございます。ちなみに、第1ラウンドの秋田県能代市、秋田県の由利本荘市沖、そして千葉県銚子沖、第1ラウンドの上限価格数は29円でありました。

第2ラウンドの秋田県八峰町及び能代市沖、秋田県男鹿市、潟上市、秋田市沖、そして、新潟県村上市及び胎内市沖の供給上限価格は19円、長崎県西海市沖の上限価格は29円。

そして、第3ラウンド青森県沖日本海側と、山形県遊佐町沖については18円という水準となっております。

なお、このうち供給価格で最も高いものは、長崎県西海市沖のものが供給価格として22.18円という水準でありまして、40%の調整後の価格にしますと、約28円という水準となりますが、長崎県西海市長期の上限価格、当時29円という水準を下回っているという状況でございます。

この40%という水準は、ウクライナのとくに生じた際の物価変動を踏まえた措置として上限を設けてございます。

上にも下にも、インフレの場合にもデフレの場合にも双方、物価調整が生じるという制度措置としております。この40%に対して別途上限価格を、絶対値の水準を海域ごとに確認していくということにつきまして、改めて本委員会にお諮りをしたいと考えております。あくまで、この40%という水準は、必ずその水準まで物価が上昇するというのではなく、大きな物価変動が生じたときに、ウクライナとき並みの物価変動が再度生じた場合に、その水準までということと設計しているものであります。

過去ラウンドにつきましては、改めて補償金の引き上げ、そして、撤退や抑止に際しての保証金の募集ルールを含めてパッケージで受け入れた際に、価格調整スキームを適用し得

る措置ということを改めて申し上げたいと考えてございます。

8ページ目以降は、再エネ海域利用法に基づく公募の評価結果につきまして、採択された事業者以外の公募参加者についても、公表情報を改めて整理して、7ページ目、8ページ目、9ページ目に参考資料を添付してございます。

事務局からの説明は以上となります。

○秋元委員長 ご説明をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、事務局からの説明を踏まえて、ご議論いただければと思います。

ご意見やご質問等につきまして、ご発言いただきたいと思いますが、いつもどおりで申し訳ございませんけれども、委員が少ないので五十音順でご発言いただけないでしょうか。

それでは、いつも申し訳ないですが、安藤委員お願いできますか。

○安藤委員 安藤です。よろしくお願いします。

まず、ご説明ありがとうございます。

40%という上限のところについてなんですけど、そもそも、再エネの導入や電源開発投資をきっちりやっていくという観点は重要なわけですけども、発電方法にはいろいろあるということで、他の発電方法との発電コストの比較というものが重要な視点になればならないと思っています。

洋上風力のようなものも、一度やると決めたからといって、コストの上振れ分に対して追加支援を全てして、完遂すべきとは必ずしも言えないのではないかと感じております。

エネルギー基本計画などを踏まえると、また、西海市の28円といった数字を見ると、例えばより太陽光のほうに支援を寄せるべき、このような考え方もあるのではないかとこのように感じました。

というわけで、40%を適用するというのを、全ての案件について本当に一律にやるべきなのか。例えば20円/kWhとか、一定のところではキャップをはめる、それ以上については調整しないなど、上限に対して%だけじゃなく、絶対値として何かキャップをはめるべきではないかと感じました。

1点、今映していただいている6ページにあります長崎県五島市沖という話は、これはもう既に着工しているので調整の必要がないといったようなことだろうとは理解するのですが、着工してしまったら、このように支援の対象にならないといったようなときに、例えば、少しインフレが始まったような時期に着工をやろうと思ったらできるのだけでも、もう少し待ったほうが、着工前という扱いで、このような価格調整をしてもらえるのではないかとこのことで、その対応待ちのために着工を遅らせるような変なインセンティブが働かないのかというのが気になりました。

もちろん、遅れると保証金が没収されるとか、占有期間が短くなるとか、いろいろ付随するコストもあるわけですが、この辺りを考えると、五島市沖の話を外すというのが持つ副次的な効果も考える必要があるかなと感じました。

私からは以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、岩船委員お願いできますか。

○岩船委員 岩船です。ご説明ありがとうございました。

事前にご説明いただいた内容と資料が大分違う気がして、きちんと全体が把握できているか自信がないのですけれども、基本的には、上限価格に関して40%を適用し、その論拠として、仮に資本費部分に40%の価格調整があったとしても、当時の供給価格上限には達しないということが理由としてなっているということかなと思いました。

様々なラウンドごとに条件があるので、横並びで、この時点で判断するのは難しいのですけれども、価格だけで言えば、恐らくその上限価格にならないからというので、一定程度合理性があるかなとは思うのですけれども、先ほど安藤委員がご指摘になった、事業の工事の着工を遅らせるインセンティブにならないかとか、そういったところが、他の例えば運開の期限がきっちり決まっているとか、そういう様々なルールとセットできちんと整合がとれているかということはチェックしていただきたいなと思いました。

5 ページのところに保証金とあるのではすけれども、この保証金というのは、これは単位。単純に5,000円から10,000円、13,000円から24,000円というのは何の価格になるのですか。

全体だったらあまり大した額ではないなと思ひまして、もしかして何かの単価なのかなと思ってお伺いしました。これだけ読んでも分かりませんでした。

今回の上限価格引き上げは、昨今のインフレを考えると対応としては仕方ない部分あると思うのですけれども、特にアールなどは、かなり安い単価を入れたことで他の事業者に比べて圧倒的に勝ったというような背景もありますので、入札で勝てなかった事業者のことも、そういう入札の公平性みたいなのところも関係してくると思ひますので、慎重に他のルールとセットでご対応いただければと思ひました。

基本的に、40%のインフレを上限で認めるというのには、私は賛同しますけれども、説明としては、もう少し丁寧な説明が必要かと思ひました。

以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。

もしよければ、事務局から今の5 ページ目の単価のところだけ簡潔にお答えいただいたほうがいいのかと思ひます。

○日暮課長 事務局です。

単価として、保証金の単位は5,000円から10,000円と書いてありますが、/kWh です。同様に、三次保証金についても単位は/kWh というふうになってございます。

○岩船委員 ありがとうございます。

○秋元委員長 他の部分に関してはまとめて、委員が終わった後にもう一回、事務局からご回答いただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして大石委員、お願いいたします。

○大石委員 大石です。よろしくお願ひいたします。

先ほど岩船委員もおっしゃったのですけれども、事前にご説明いただいた資料と違って
いる部分もあり、少し面食らっております。

私の率直な今回の資料の感想としまして、確かに物価の上昇によって40%の上限価格を
認めようというのは、それは委員会の中でも話をしましたが、そのときに、一律何でもか
んでも40%上がったら40%上げてよい、ということではなく、そこは個別に本当にそれ
が必要なのかどうかをある程度検証していくべきではないか。一律の割合ではなく、価格
設定が必要ではないかという話をこの委員会ですてきたつもりでおります。

ですので、そういう意味では、上限が40%ということについて、委員会でも話をしまし
たが、今回、全てのをそれで認めるかということについて、2ページのところに、国
民負担に中立的な形で事業実施の確実性を高めるといふふうにありますように、国民負担
に中立的な形でという意味を考えたときに、慎重にあるべきではないかなと思いました。

補足資料の8ページのところに、秋田県男鹿市と新潟県村上市、それから3番目に長崎
県の西海市がありまして、先ほどの説明の中でも触れていただきましたけれども、この西
海市は22.18円で落札している。これは他が3円というのに対して、かなり高い価格であ
った。

それに40%をかけて、確かにもともとの価格には届かないとはいえ、なぜこの事業だけ
がこんなに、価格が高かったのか。

また、これをそのまま、そのときに認めたのだから、4割増しでいいよと言ってしまっ
ていいのだろうか。かなり他の事業との価格差が出てくるということを考えてときに、こ
れが国民負担に中立的な形と言えるのかなと私自身は考えるところです。

ですので、絶対駄目とは言いませんけど、なぜ、そもそもこれだけの価格がついたのか。
さらにこれに4割増しするというのが、仮にウクライナ危機のような40%の物価上昇が
あったときに、そのままその適用することが適切なかどうか。そこを確認する必要はな
いのかということについて、説明をいただければと思いました。

以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。

それでは、松村委員、お願いします。

○松村委員 松村です。聞こえますか。

○秋元委員長 聞こえています。

○松村委員 発言します。

私も、既に議論のあった40%の調整に関してです。40%を認めるという事務局の案は合
理的だと思いますので、支持します。

それで、一方で、今回の整理が先例になると、いろんな意味でまずいと思っている点
があるので発言させていただきます。

議論が相次いでいる長崎県西海市沖のところですが、これは、もともとは上限価格が29
円だったわけで、そうすると、仮に29円より少しだけ安いというのが出てきたとして、そ

れが最安値というか、最も優れたものであれば落札されたはずということを考えれば、それを超えていないのだから認めるべしというのは、理屈として正しいと思います。

上限価格の決定も、そういう効果を持つことを考えないで上限価格を設定したということであるので変に歪むということではないと思いますので、これは合理的だと思います。一方で、私は、長崎県のこの例が境界事例というか、40%をこの程度の説明でも認めていようなぎりぎりのケース。これよりもひどいケースだと、こういう形で認めるのは難しいと思っています。

まず、この入札の時点はともかくとして、今ではコストが急激に上がることがあり得ることがわかったし、実際に起こった。

したがって、40%程度というのは、確率はそんなに高くないと思うのですが、覚悟して見ておかなければいけないし、その程度までなら、よほど元の価格が高くないのであれば完遂させるべきだというのは、それはそれで合理的な整理だと思います。

しかし、長崎県のこのケースというのを考えて、仮にこれが22.18ではなくて、29円近傍、例えば28円ぐらいで落札されていたということがあったとすると、40%の調整をしたら、軽く29円を超えることになるわけです。

今回の議論をそのまま将来も適用して、当初の上限価格というか、29円というのを頭に置いて、29円を超えないとすれば、ほぼ調整はしないという感じになるのだと思います。

したがって、そのときには絶対値も考えてあまり大きく調整しないという、そういう結論だけでいいのかということとは十分考えていただきたい。

つまり、コストが急激に上がるということがあり得るということも私たちは知ったわけです。そうすると、上限価格を設定し、その上限価格の近傍というので落札されるということがあり、それがこれぐらいまで上がることがあり得るのだということを、私たちは制度として組み込んだわけなので、ある意味で29円というのがベンチマークになるとすると、40%の助成価格というのを上限でも29円程度に抑えるべきだというのは一つの考えなのですが、もう一つは、上限価格というのが本当にこれでいいのかということは、ちゃんと考えなければいけないと思います。

29円近傍のところだったとすると、少しの資材価格高騰というのですぐに上限に到達してしまふ。これは、撤退を抑制するために、こういう調整をするということは、その上限に簡単に引っかかってしまうような、そういうプロジェクトだとすると、簡単に撤退されてしまうようなリスクがあるということではなければ、そもそもこの制度は正当化できないわけで、そうすると、今回のように23円か、それ以下ぐらいのところでは落札されるものであれば、その後の高騰を考えたとしても29円程度で遂行してもらえる、あるいはそれを超えるようなことなら再考ということがあるとすると、上限価格が今回の29円を念頭に置くならば、23円を超えるようなものは、本来正当化できないという考えもあり得る。今回のテーマとは関係ないことを言って申し訳ないですけど、上限価格についても、その後の調整まで考えた上で、本当にそれが推進すべきものなのかどうかは考える必要があると思

います。

他のプロジェクトが3円なり十数円なりでできるようなところで、二十数円というようなコストがかかるというものだとする、今後推進するものとしては、そういうものではなく、もう少し低いコストでできるようなものを優先して、もっとコストが下がってから海域設定すべきではないかという議論もあり得ると思います。

したがって、今回の例が限界事例だと言ったのは、ものすごくざっくり言うと、上限価格は23円ぐらいで、40%調整してもせいぜい29円ぐらいというのを境界事例として考えて、それ以外のものについては本当に推進すべきかどうかというのは、今までのような説明をはるかに超えるようなインテンシブな議論をしないと正当化できないのではないかということ、私達は念頭に置かなければいけないのだと思います。

しつこく繰り返しますが、23円を超えるような上限価格を設定しないと今後できないものをFIT/FIPで安易に支えてもいいのかという議論に立ち戻ってというか、そこまで遡ってちゃんと議論しなければいけないのではないかということを考えさせられる、今回の事例だったと思っています。

40%の調整を、安直に調整してもいいのかどうかということだけでなく、私は上限価格の問題も本当はもう一回ちゃんと考えなければいけないのではないかと思います。そちらのほうが蓋然性としてははるかに高いということもあるので、今回の議論とは直接関係ないことを言って申し訳ないのですが、私たちが上限価格というのをある意味で認めるときに、調整ということまで見据えて、あまり安直な上限価格を設定してはいけないのではないかということ、思い知らされた例として、今回の例というのは頭に入れておかなければいけないと思います。

そう考えると、上限価格を安易に高くすべきでない。今回のように、40%を適用しても上限価格を超えないならOKというルールを将来もやってしまうと、上限価格を高く設定しないと困るという議論になりかねないので、今回も40%を超えても上限価格には達してないのではという議論は、そういう考慮しないで設定した上限価格を超えなかったのではということだけであって、今後は同じ議論をすることはいけないのではないかと思います。

いずれにせよ、上限価格の設定を少し厳しく考えたとするならば、その後は40%で上限価格を超えるようなものが出てきても、将来は認められるべき。

しつこいようですが、上限価格のほうをちゃんと考えなければいけないと思いました。

以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。

それでは、委員として私からも一言ご発言したいと思います。

今回の上限価格40%を全てに認めるという案ですけども、私は、これまでもう既に一旦議論をして、この方針を決めておりますのでそういう面では例外的にどこを除外し得るのかという議論だと思いますけども、今回の事務局の説明は、上限価格のところに達していないということで認めるということで、合理的だというふうに思います。

逆に、別の案を考えようと思っても、個別にどういうふうに考えていくのかというのはなかなか難しいと思いますので、今回は、この事務局案で妥当なのではないかというふうに思っています。

そういう意味で、私は、今回は賛成ですけれども、ただ、委員の中では説明がもう少しあったほうがいいのではないかとのご指摘もあったと思いますので、それも含めて、今、委員からあったコメント応答について、事務局からご回答いただければ幸いです。

それでは、事務局よろしく願いいたします。

○日暮課長 事務局です。

事務局としての考えは、今、秋元委員長がおっしゃってくださったところは、事務局としての思いに相当近いところであります。

その上で、説明を丁寧にというところは申し訳ございませんでした。

物価調整のスキームについては、国民負担との関係をしっかり考えながらも、洋上風力という長期大規模な投資というものについて、投資の完遂を図るといふことの環境整備の一環として制度を措置しているものであります。

今回の物価調整スキームについては、海外の輸入しているものもありますので、実質的には為替の影響を受けるものもあります。

為替については、予測モデルというものがなかなかないという点も、上がる場合も、下がる場合も、両方見込まれるという中で、インフレ調整のみをするのではなくて、結果としてインデックスが下がる場合には基準価格を引き下げるといふ、上側にも下側にも両方調整する。そして、制度措置としては物価変動に伴ってIRRについても、10%というIRRから、5~6%というIRの水準に見直すという形で、官民のリスク分担の在り方について、今回、物価調整スキームの中で措置をしているというものであります。

そういう意味で、何か過去の物価変動をそのまま事業者プラスさせるということでもありませんので、国民負担に中立的な形で制度を措置していくという点を申し上げました。

基本的に、物価調整の新しい制度というものは、今後のラウンドに適用させていくということが制度としての考え方になりますが、投資を完遂させるということの重要性については過去ラウンドについても同様であるというふうに考えております。

ただ、補償金を2倍に引き上げる、撤退抑止に対する規律の強化がかかるという、規律の強化を伴いますので、全ての過去ラウンドの案件について自動的に適用させるということとは困難であるという中で、規律の強化を受け入れるという事業者について、物価調整スキームについて、今後の物価変動には適用し得るといふのが、この制度であります。

その意味で、国民負担に中立的な形でということ、過去ラウンドについてもご説明をしたという次第であります。

安藤委員から、他の電源との比較も含めてしっかり考えていくべきではないかというご指摘をいただきました。

第七次のエネルギー基本計画の中でも、太陽光も重要な電源ですし、洋上風力について

は、再エネのいわば切り札と位置づけて、中長期的にはしっかりとコスト競争力のある電源として確立をしていくということを前提に、この洋上風力についての導入拡大、サプライチェーンの強化などを一体的に取り組んでいくと、こういうことを第七次の方針の中でも位置づけているというところでもあります。

事業用太陽光については、かねて40円という買取価格から始まりましたが、導入拡大、様々な課題を乗り越えながら、現在は10円、あるいは9円を切るという水準で入札、買取などを行っております。

事業用の太陽光と同様に、洋上風力についても、将来にはコスト競争力のある電源としての道筋をしっかりと描いていくということが、国民負担を前提に支援をしていくということの前提条件になるというふうに考えております。

関連して、松村委員から、上限価格についての議論を提起いただきました。過去ラウンドについて、上限価格29円という水準でご紹介をしましたが、今申し上げたとおり、将来的に競争力のある電源として育てていくということを前提に、上限価格ということについても、価格競争を促していくという中で、徐々に長期の道筋の中で引き下げを行っていく、検討していくということは、当然のことだろうというふうに考えてございます。

事務局として、今回は29円という過去の上限価格を前提といたしましたが、これについて、将来にわたって、この29円ということ、今日申し上げたことを前例として何か議論を積み上げていくということではなく、将来については中長期的な価格ということを見据えながら、上限価格の設定ということを精緻な議論の中で設定していきたいというふうに考えてございます。

また、安藤委員から、この制度に伴って着工を待たせたいというふうなインセンティブが生じ得るのかどうかということについての確認をいただきました。

もともと、運転の開始期限を設けて、運転が遅れるたびに買い取りの期間が減少していくというインセンティブもございます。

さらに、今回、仮にこのスキームを受け入れる場合には、保証金の2倍程度への引き上げということが前提となりますので、撤退や遅延ということを経験したような制度の利用ということは決してあってはならないと考えておりますし、インセンティブとしても、そういうことは生じないのではないかとというふうに、事務局として考えております。

今日は全般的に、中長期的な価格水準が果たして競争的なものにしっかりと育てていくということを念頭に考えていきたいと思っておりますが、過去ラウンドについては、当時の上限価格を超えなかったということを確認し、物価調整の上限と、必ずそこまでいくということは申し上げているのではなくて、また再度、ウクライナ並みのことが起こったときに40%を上限として、そのところまでは調整し、それ以降については、制度としては支えることはしないという形で整理をしていきたいと考えてございます。

事務局から以上です。

○秋元委員長 ご説明ありがとうございました。

それでは、委員から、今のご回答を受けて、改めてご発言をご希望の方がいらっしゃいましたらお願いします。

岩船委員、お願いします。

○岩船委員 ありがとうございます。

○ 今回の内容については理解できたと思うのですが、ただ、資料の構成として、まず、きちんと一覧を示して、それぞれの上限価格が幾らで、40%上げれば幾らになるのかという資料をなぜここで用意できないのかというのは疑問に思います。

その上で、補償金の引き上げがあった場合の、先ほど容量当たりということなので、インパクトも見える形で、第1ラウンドから第3ラウンドを一覧で、今回の措置の影響が一目で見て分かるような資料を用意して、それを提示すべきではないかと私は思いました。

もちろん、40%を上げるという話は、もう既に出ている話で、それに基づいて整理し、過去に設けたそれぞれの公募のときの上限価格の中であるからというのは、言葉では分かるのですが、実際、数値としてのインパクトをきちんと整備して、国民の皆様にも示すべきではないかと私は思います。

以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

安藤委員お願いします。

○安藤委員 安藤です。よろしくお願いします。

事務局からご説明いただいた内容を踏まえて、また他の委員からのコメント等も併せて考えたのですが、そもそも、調達価格等算定委員会はとても難しい役割だと認識しております。

適切に価格を設定せずに、再エネが十分に導入されない、そして電力が不足するという将来なっても困るし、また反対に手厚くし過ぎて過大な国民負担になってしまい、将来、あのときの委員会は何でこんな過大な負担を決めたのかと批判される可能性もあるというわけで、多すぎても少なすぎてもいけない、ぴったりぎりぎりのところを狙わないといけないといったものなのですが、その考え方からしても一度やると決めたから、幾らかかっても完遂すべきという性質のものではないと認識しています。

事務局の説明で、洋上風力は再エネの切り札として扱われているというお話がありましたが、切り札であるからこそ、また、かなり大規模な電源であるからこそ、費用対効果を特に考えるべきだと思っています。

また、他の電源とのバランスという私のコメントについてもご回答いただきましたが、地熱とか水力とか他の再エネと比較したとき、長期稼働するようなものをトータルで考えたときに、実質的なコストはある程度安いという評価が可能です。

これと比べて、本当に洋上の風力というものが、今回のような形で導入すればだんだんとコストが下がって行って、長期的には自立できるような能力があるのかということは、今後もしっかり考え続けていく必要があるかと思いました。

電源投資の完遂という観点もご説明いただきましたが、洋上風力にもいろいろな案件があって、どんなものでもいいわけじゃないということで、電源を当初完遂するという言葉で、非効率的な案件を維持する支援を正当化するというのは違うのかなと思っています。

特に今回、槍玉に挙がってしまっていますが、40%のインフレ調整後だと28円になってしまう長崎市の西海市沖の案件です。

こちらの、何で高くなったのかといたら、海底地盤が悪いとか、ジャケット式の洋上風力だとか、いろいろ理由があるわけで、しかし、条件が悪いものだから高くなる。だったら、その条件が悪いところは認めないようにしていくというのが本来の流れかと思っています。

なので、コストをもっと下げることができないのかとか、下がらないのであれば、そういう地盤が悪いところについての洋上風力の開発というのは進めないほうがいいのではないかなというようなことも全体的には感じております。

というわけで、後世の批判に耐えられるような形で、再エネの投資をやっていかないといけないという観点からコメントしたので、松村委員からもあった今回は限界事例だというのはまさにそのとおりだと思っています、これで何か先例ができた、結構高くてもできるというのではなく、安くしていかないといけないということをずっと考え続ける必要があるかと思いました。

以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。

安藤委員がおっしゃられたことは私も全く同感で、費用対効果をしっかり考えていく必要があるというふうに思っています。

ただ、委員としてあえて申し上げると、今回の検討は上限価格を決めるという検討ではなくて、過去に決めたものに対して、どう物価調整の部分を反映し、しかも40%上限というのは、他の委員会から、下から上がってきたものに対して、この委員会としては、ただ、それを野放図に受け入れるわけではないということをこれまで決めていたわけで、そこに対して、野放図に認めないけども、それが、今回40%のところまで認めていいかどうかという議論だと思いますので、安藤委員がおっしゃったことは、松村委員もおっしゃったと思いますけども、今後決めていく上で、どういう形で、なるべく費用対効果が高いものを採用していくかという議論かなというふうに思っています、私もその点では全く同感ですけども、今回のテーマとしてみるとご理解いただいたのかなというふうには思ったのですが、もし他にあれば追加でいただければと思います。

大石委員から手が挙がりましたので、先に、大石委員お願いします。

○大石委員 ありがとうございます。

今、委員長がおっしゃられた内容について、これは誰にお聞きしていいのかわからないのですが、事務局かなとも思うのですが。今おっしゃられたように、確かに40%の上限については委員会でも認めましたけど、野放図に認めないというその点について、どこで誰が

検討を行うのかというのは、これは決まっているのでしょうか。

そこが一番大事で、今回を前例にしないと言うのであれば、きちんと、どこでどのような内容について検討するのかということを決めておかないと心配な気もします。

それから、事務局のご説明の中で、国民負担に中立的な形で事業を遂行する、ということについて。確かに今、洋上風力を中心とする再エネを増やすということは大変重要なのですが、国民もあらゆる物価上昇で苦しみながら生活しています。物価が40%上がったら、給料が40%上がる状況ではないわけで、そのなかで何とか工夫しながら生活しているということを考えれば、その辺り、事業者さんの工夫等で価格をおさえるなど、その検討を国のどこかできちんと行うということが必要ではないかと思い、その辺りを質問させていただきました。以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。

決めるのは、今この委員会で決めるということだと思っておりますので、そういう面で今議論しているということだと理解しています。

他いかがでしょうか。

もし事務局からあればお答えいただきたいと思っております。

○日暮課長 事務局です。

岩船委員からのコメントで、図表が、内部での調整過程で、直前で皆さんにお諮りしたものと変更があった点、ご容赦いただきたいと思っております。

岩船委員からコメントをいただきまして、改めて若干の時間をいただいて、今回お示ししていることの一覧が分かる資料を参考資料として、事務局として作成し、皆さんにご確認していただいた上で、今回の審議の参考資料として改めてホームページにアップさせていただく形で対応したいと思っておりますので、本委員会後に皆さんに整理したものを、断片的には全てのこの中から拾い上げれば計算できるのですが、包括した資料というものをお示ししたいというふうに考えてございます。

安藤委員から、改めてコメントをいただきました。ありがとうございます。そのとおりでございます。

長崎の西海市のところは、地盤でジャケット方式というところが、価格が他の地点よりも高いということの主な理由となっております。

コスト効率的に実施ができるところから地点を開発し、事業を行っていくということは、再エネ全体について基本的な考え方だというふうに心得ております。しっかりと中長期的にコスト効率的な形で実施をしていくということ、第4ラウンド以降の上限価格の議論ということにまた関係してくると思っておりますけれども、今日いただいたコメントをしっかりと踏まえて、以降の入札のルール、上限価格等に反映させていきたいと考えております。

大石委員から改めてコメントをいただきまして、ありがとうございます。

40%という調整の上限ということを基本とし、絶対値のレベルで幾ら何でもここ以上高かったら事業を再考したらいいのではないかということも踏まえながら、別途の絶対値の

水準を検討していくという点については、本委員会でご議論いただく事項だと考えております。

今回は過去ラウンドのものでありましたので、過去ラウンドに常に適用されていた上限価格という点が上回らなかったことを確認し、40%という基本を維持するというごことお諮りしました。

松村委員からご指摘いただいたとおり、将来のラウンドについては、上限価格を果たしていかなる水準とするのか、その際の価格調整の上限値をどう考えていくべきなのかという点については、一体的に整理していくべき事項だというふうに考えてございます。

中長期的な価格競争力の実現ということを踏まえながら、この水準をしっかりとお示しし、審議をいただければと考えてございます。

以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、委員の皆様。これまでの議論も含めて、ただ、それでも、まだご反対がございましたら言っていただければと思いますが。

そういう面では、長崎県の部分が、皆様、私も含めてですけど、気になるわけですけども、ただ、一応、原則論ということで今回は適用ということによろしいですか。

ご意見がなければ、事務局案どおりでいきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

○秋元委員長 そうしたら、ありがとうございます。

いただいている時間も過ぎていまして申し訳ございませんが、もう少しおつき合いいただければと思います。

それでは、本日ご議論いただいた第1から第3ラウンドの選定事業者についての価格調整スキームにおける物価変動率の上限に係る論点ということで、ご議論もあったわけですが、最後は今回こういう形で事務局の案ということでご理解いただいたというふうに理解しました。

それでは、よろしければ再エネ海域利用法に基づく広報専用指針に関して、本委員会の意見を取りまとめたいと思いますので、事務局から意見案についてご説明をお願いできないでしょうか。

○日暮課長 再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する意見案でございます。

再エネ海域利用法にかかる次の海域での公募に関し、価格調整スキームを適用する場合の価格調整の上限については、原則どおり40%とすることを確認したということになります。

海域については、ここに記載されている第1ラウンドから第3ラウンドの海域であります。長崎県五島市沖については第1ラウンドであります、ここの中には記載がございません。

経産大臣におかれては、本意見を踏まえて制度を運用することを求めるという点、本意

見の内容と異なる運用するときは、事前に本調達価格等算定委員会の意見を聞くように求めるということが意見の案であります。

以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。

ただいまご説明のありました意見案について、改めてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(なし)

○秋元委員長 よろしゅうございますか。今日の議論を踏まえてということで、よろしゅうございますかね。

大石委員、何かありましたか。

○大石委員 ありがとうございます。

これで決まったということで、なかなか納得いかない気持ちはあるのですが、今回についてはこの内容でと思っております。

ただ、今回いろんな報道なんかを見ておられますも、物価が上がったことを理由に事業の継続について取り止めるまではいかないまでも延期するなどいろいろな情報を見ております。それをきちんと遂行していただくためにも今回のこの内容というのは決められたものと思っておりますので、先ほども、「国民の」という話をさせていただきましたけれども、今、一番重要な再生可能エネルギー、特に洋上風力を進めるための国、国民の支援というのを得て、事業を進めているのだということについては事業者の皆様にもしっかり自覚をしていただければありがたいなと思いました。

以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、岩船委員どうぞ。

○岩船委員 私も様々な報道を見ていて、公募のときの公平性みたいなところもメディアでも結構取り上げられたりしていますので、この辺りはもうちょっと丁寧に説明する必要があるのではないかなと思っていました。

もちろん、ここで今回フィックスしたということですがけれども、本来は、もう少し時間をかけてもよかったという気もしています。一つだけだから言わせていただきました。

今後も、きちんとした情報公開、情報の整理、そして、特に上限価格がきつとこれから肝になると思いますので、他の電源との公平性とか、そういったところも含めて丁寧に議論していただきたいと思います。

以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

お二人からいただいた意見は、私も全くそのとおりに思うので、今後

のこの算定委員会を初め、他の委員会にも関係するかもしれませんが、しっかり検討していくことが重要かというふうに思いました。

ただ、今回の意見案というところに関しては、皆様にご理解いただいたというふうに思いますので、これで決定ということにさせていただければと思います。よろしゅうございますね。

(異議なし)

○秋元委員長 それでは、ありがとうございました。

今後は、この意見を尊重する形で、経済産業大臣及び国土交通大臣が再エネ海域利用法に基づく公募占用指針の案を作成し、パブリックコメント等を実施することになります。

仮に、今後のプロセスの中で、ただいま取りまとめた委員会の意見の内容から変更がある場合には、再度、委員会でご議論いただくこととなりますが、その場合には改めて事務局よりご連絡させていただきます。

それでは、本日は大変ご熱心なご議論をいただきましてありがとうございました。少し時間オーバーしてしまいまして申し訳ございません。

以上で、本日の議事は終了となります。

最後に、事務局より次回開催について一言お願いいたします。

○日暮課長 秋元委員長ありがとうございます。

次回委員会については、日程が決まり次第、経産省のホームページ等によりお知らせいたします。

3. 閉会

○秋元委員長 それでは、以上をもちまして第103回調達価格等算定委員会を閉会いたします。ありがとうございました。